

指定介護機関になった後の届出について

	届出事項	届出の種別
1	介護機関の名称に変更があったとき	変更届書
2	介護機関の所在地に変更があったとき (住居表示、地番整理等による変更などが該当します。)	
3	介護機関が移転したとき ※医療機関が実施する場合で、健康保険法上廃止となるときは除く	
4	開設者の氏名又は名称、生年月日、住所、職名 ※1:個人の場合は、その氏名、生年月日、住所 ※2:法人の場合は、法人名称の変更、代表者の変更、法人所在地の変更など	
5	管理者の氏名、生年月日、住所	
6	介護機関を休止したとき	休止届書
7	休止していた介護機関を再開したとき	再開届書
8	開設者が変更したとき ※医療機関以外の事業所は、吸収、合併による法人の消滅等の場合 医療機関は、交代、個人→法人、法人→個人 による変更の場合	廃止届書
9	医療機関が実施する場合で、次の理由で健康保険法上も廃止となるとき ①移転 ②規模変更(診療所→病院、病院→診療所)	
10	介護機関を廃止したとき	
11	介護機関の開設者(個人)が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき	
12	指定されているサービスの一部を廃止したとき ※該当記載欄に、廃止するサービスの種類も必ず記入してください。	
13	移転により、指定権者(※)が変更となるとき	
14	生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けたとき	処分届書
15	生活保護法による指定を辞退しようとするとき (この場合、30日以上の予告期間が必要です。)	辞退届書

※指定権者は、那覇市は「那覇市長」、それ以外の沖縄県内については「沖縄県知事」となります（以下、同じ。）。

★届出の根拠 生活保護法第54条の2第4項において準用する法第50条の2、第51条第1項
生活保護法施行規則第14条